

## DSM General Purchase Conditions Goods-Japan

この購買基本契約条件は、買主が売主の物品を購入する際の提案、見積もりおよび注文書を提示する上で必要部分を形成するものであり、またそれらに適用される条件を定めるものである。

### 1. 定義

- a. 買主とは発注書を発行または見積もり依頼をする企業または会社のことを指す。バイヤー、パーチェサー、会社、オーナー、またはこれらに類似した言葉が発注書に記載されている場合はすべて‘買主’を意味する。
- b. 物品とは発注書に指定されているおよびその文書の一部または構成要素であるまたは盛り込まれている物品、製品、原料、液体、機器類、設計、サービスおよび/またはすべての関連文書を意味する。
- c. 発注書とはすべての規格書、図面、文書、売主の合意のもと買主が発行する注文、個別契約注文、発注書または同等のものを意味する。
- d. サブサプライヤー  
買主を除き売主に対して物品、もしくは物品の一部を供給する契約を締結している個人、企業（法人）または会社を指すこととする。
- e. サプライヤー（以下売主）  
購買発注書に物品の売主と明記されている個人、企業（法人）または会社を指す。ベンダー、売り手、契約者、落札者、またはこれらと類似する言葉が発注書に記載されている場合はすべて‘売主’を意味する。

### 2. 購買発注書

- a. 締結  
購買発注書は買主の書面、ファックス、電子媒体、もしくは買主の業種に応じた通信方法にて発行され、ファックス、電子媒体、または買主が希望する方法で売主が発注確認を送信した時点で売買契約が締結されることとなる。売主による発注書への変更や注釈は買主の書面による同意がある場合に限り有効とする。
- b. 変更  
売主は発注に関して購買発注書の発注量の増加、減少の変更を実施する権利を有する。このような変更、購買品目の増加、減少が発生し、購買発注書の購買価格に変更が生じた場合、当事者間で誠意、誠実、公平を以って協議をする。この変更を有効にし、変更すなわち購買発注者への増加、減少を盛り込むためには当事者間の書面による合意が必要となる。購買発注書に明確かつ確実に記載されていない限り、買主からの図面、文書、サンプル、提案書は購買発注書の変更に同意したことを意味するものではないこととする。
- c. 不履行による契約解除

損害賠償請求の権利を害することなく買主は売主に不履行の通知を書面にて提出した後妥当な期間内に改善されない場合においては売主に賠償金を要求されることなく発注のすべてまたは一部を取り消すことができるものとする。そのような解約後売主は納入された物品のすべてまたは一部の代金を返済することなく返品をし、所有権を売主に再度移転することが可能である。

d. 支配権の移転に伴う契約解除

買主は売主側に支配権の移転が生じた場合、売主に賠償金を要求されることなく直ちに契約を解除できることとする。ここで言う‘支配’とは権限または契約または株式の所有またはその他の理由を以って売主の業務執行を管理することを指す。

e. 便宜上の契約解除または保留

買主は書面による事前の通知により便宜上の理由で発注書のすべてまたは一部を取り消すことができる。そのような解除または保留が発生した場合、買主と売主は契約解除または保留に伴う妥当とされる手数料を協議することとする。金額を協議する上で売主は契約解除または保留日までに発生した必然的な費用および契約解除または保留の結果生じた必然的な費用さらには妥当な利益と契約解除日までに発生した間接費を上限とすることとする。

f. 破産による契約解除

買主が発注した物品が配送される前に売主が破産手続き開始または特別清算状態の申し立てを受けたまたは事業のすべてまたは大部分を廃止または一時停止した、または裁判命令の対象となったもしくは特定調停の申し立てをした場合または同質の事由が生じた場合は買主は賠償金を請求されることなく次の選択が与えられる。(i) 発注書のすべてまたは一部の物品の代金を支払うことなく返品をし、所有権を売主に再度移転する。(ii) 損害賠償請求の権利を害することなく直ちに発注書を取り消す。

g. 存続（条項）

発注書の満了、終了、取り消し後も言明事項、保証、情報の秘密保持義務、義務や知的財産権、契約時に成立している権利、等以上を含むがこれに限らず契約終了後も引き続き有効に存続する。

h. 当事者間の独立性

発注書において当事者間でいずれかの代理人である、または提携あるいは合弁事業を構築する、といったような内容が一切記載されていないこととする。

3. 価格と支払い

a. 価格

売主は購買発注書に記載されている価格を適用する。それ以外明確に記載されている場合は除き購買発注書に記載された価格は、(i) 固定 (ii) 変更の対象ではなく包括的 (iii) すべての税金、関税、課税、費用、料金、及び (iv) 明記された配送条件に基づく梱包、輸送にかかる費用を指す。

b. 支払い

明確に合意されていない限り、買主は売主に対して納品された物品に対する請求書に記載されている価格を、請求された月の最終日から数えて60日以内に銀行送金しなければならない。但し、請求書の請求が適正であり意義がないことが前提である。

4. 物品

a. 規格書

売主は、物品が未使用であること、よい建材および施工により製造されていること、欠陥品でないこと、先取得件でないこと、負債品でないこと、購買発注に明記されたすべての規格に合致していることを保証することとする。

b. 規定

売主は物品が適用されている国家法および/または国際法、基準や規則、登録、輸出、安全、健康および環境規則や業界基準を含むがこれに限らずこれらに準じて設計、製造、清算、組み立て、構成、輸送、配送されていることを保証することとする。また売主は発注書を履行するため原産国や輸送時または仕向地において必要とされるライセンス、許可証、その他文書を適宜に取得することとする。

c. 指示

売主は(i) 買主、社員またはその他関係者の安全、健康、環境および(ii) 物品の完全性、品質、機能性、寿命において必要または有益だと思われる物品の特別な取り扱い、保管、輸送、処置、使用または管理については書面にて適切に、そして随時に買主へ情報提供と指示をすることとする。

d. 同等のもの

発注書に‘または同等のもの’という表現がされている場合、売主は‘同等の’の物品供給とは何であるのかを具体的に明記し書面にて事前に買主の同意を得る必要がある。

e. 所有権

売主は発注書上の所有権が有効かつ市場性があることを保証することとする。さらに売主は買主による物品の供給、使用、販売または適用があらゆる特許、著作権、商標、デザイン、企業秘密、占有データまたは許可証に対する侵害または横領を結果的にもたらすまたは引き起こさないことを保証することとする。

f. 所有権譲渡

発注書に記載された物品名は納入時発注書に明記されている納入場所にて買主に渡される。しかしながら発注書に売主の前払いまたは分割払いの記載があった場合においては売主は以下のものに印をつけ識別可能な状態で保管をすることとする。(i) いかなる原材料および物品の製造・生産に割り当てられている半製品 (ii) 完成品所有権は買主の当該代金債務が完済された時点で買主に譲渡されることとする。よって前述にもかかわらず危険は買主が物品を引き取ったときに買主に移転する。

## 5. 納品

### a. 条件

明確な合意があった場合以外は、物品は仕向地持込渡し・関税込みにて買主に納品されるべきである。

### b. 納入期日

購買発注書に明記された物品の納品期日が最重要点である。遅延は契約の不履行として考慮されるべきであるとする。

### c. 予測可能な遅延

合意された納入期日を順守するために売主は自信の評価基準を買主に対し書面にて直ちに通知するべきである。売主が前述の評価基準を守れない場合、また買主が評価基準を承認できない場合、買主は売主に対し買主が必要と考える評価基準を速やかに導入する権利を有する。

### d. 進捗統制

売主は納入された物品を自身の組織、そしてそのサブサプライヤーと共に迅速に製造・生産しなければならない。

### e. 梱包

納品される物品は移動条件、取り扱い条件、保管条件に応じた適切で相応な梱包がされているべきである。梱包にかかわる全費用は価格に含まれているべきであり、買主は再梱包費用、保証金、レンタルもしくは磨耗に関わる費用は一切支払わないとする。費用が発生する場合や再利用可能な梱包品は売主に引き取られるべきである。

## 6. 業務遂行

### a. 検品と検証

(1) 発注書の条件に適合していることを確約するため売主は物品の製造・生産、保管、配送に際して原材料および業務の品質を常時管理し、検査をする必要がある。物品または物品の一部が連続的かつバッチ製造・生産の場合、売主は原料やサンプルを最低でも過去2年間の品質および製造記録を保持しておくこととする。

(2) 売主は物品の製造・生産過程、製造・生産後、建設時のどの過程においても買主もしくはその任命者による立ち入り検査を受け入れることとする。

(3) 売主によるどの原料の検証立会いまたは合意の検証ポイントにおける検査に立ち入りを取り計らうため売主は買主に検査を遂行する最低5営業日前までに通知をすることとする。その際売主は検証または検査対象の原材料、物品、または物品の一部が何であることを明確に示すこととする。

(4) 上記に加えて買主は追加検査を要求する権利を有する。物品の発注書の条件に適合していないという検査結果が出た場合追加検査費用は売主が支払うこととする。

(5) 書面にて合意がない限り買主が物品を受入後に検査または検証を行うこともある。

そのような検査・検証は他の場所で先に行われた検査の追加検査と成り得る。

(6) 買主は第三者に検査・検証を委ねる権利を有する。

(7) 売主は買主が任命する検査官に十分な正確性を以って検査が遂行できるよう計測機器を提供することとする。

(8) 証明書は適格な機関より発行される。

(9) 先に行われた検査・検証により不適合という結果が出た場合行われる再検査および検証の費用は売主が支払うものとする。

(10) 発注書がある限り、検査・検証の実施、非実施に関係なく売主は義務、保証、負担を軽減できるものではない。

b. 受入

買主は明らかな欠陥品や合意した規格に適合しない品を検査する権利を有するが義務ではない。売主による当該物品の支払い、使用または販売（転売）は受入を意味するものではない。

c. 不遵守

物品が規格に不適合である場合、買主は無償で以下の中から選択することが可能である：

- 売主に違約品を適合品に修正を依頼する
- 売主が交換品を発送する
- 規格に準じている同等の物品と交換する
- 発注書の全面的取り消しまたは一部取り消しおよび返品する物品の代金返済

以上買主の損害賠償やその他の損害補償を要求する権利を損なうことがあってはならない。さらに買主は納入時以下のような物品を拒絶することができる。(i) 定められた納入期日を過ぎている(ii) 定められた注文数量の過不足 (iii) 梱包が不適合または破損している (iv) その他欠陥

売主の不遵守による結果買主にもたらされた損失、損害に対する賠償を要求する権利を損なうことがあってはならない。違約品の返品は売主の費用および危険負担で行うこととする。

d. 保証

売主は物品の特性および適切な機能性を保証し、納入日または物品の明記されている品質保持期限内に瑕疵が生じた場合、物品のすべてまたは一部を修正もしくは交換をしなければならない。

e. トリプルP方針

トリプルP（人、地球、利益）の持続可能な発展は買主のビジネス動向に絶対不可欠である。すべての売主および取引先は **DSM Supplier Code of Conduct (DSM サプライヤー行動規範)** に順守し、本規範に従って行動する必要がある。なお、DSM

サプライヤー行動規範は [DSM.com](https://www.dsm.com) の [Sustainability/ Supplier Policy](#) よりアクセスが可能である。要望に応じて送ることも可能である。

**f. 安全性、健康と環境**

安全性、健康と環境は買主のビジネス動向に絶対不可欠である。すべての売主および取引先は買主の必要条件に順守し、行動する必要がある。売主はこれに反するいかなる行為も報告をすることとし、両者間で考えられる救済策について話し合いを持つ。

**g. 汚染**

発注書の履行の過程で売主は買主の敷地または敷地内の工業地域において土壌および地下水、空気などの汚染や騒音公害を避けることとする。売主は事故理由または原因に関わらず売主に発生した事故についてはすぐさま通知をしなければならない。事故が発生した場合、売主は事故による汚染を避けるべく汚染源を一掃、隔離するためのあらゆる手段を取る。

**h. 地域法**

売主とそのサブサプライヤーは売主の地域法、現場規則、現場への立ち入り規則に順守することとする。

**7. 譲渡と下請け**

**a. 譲渡と下請け**

売主は発注書全体または一部を買主の事前の同意なしで譲渡または下請けさせてはならない。かかる同意があるからといって、売主の発注書上の責任・義務を免除するものではなく、買主の同意は売主の発注書上の責任・義務を前提にしたものであるとする。

**8. 一般**

**a. 一般責任と補償**

売主は、買主や関連会社とその代表者たちおよび委託業者（以下「求償者」という）に対して責任があり、現実的または偶発的な損害、損失、（個人の）負傷（死を含む）、妥当な弁済費用や訴訟費用を含めた経費、費用、罰金、違約金、請求、発注書およびその機能性や使用においてまたは求償者または第三者による売主の物品の販売に起因または関連していることで求償者が苦痛を強いられ損失を被ったことに対して補償しかつ無害に保たなければならない。そのような損害、損失、（個人の）負傷、経費、費用、罰金、違約金または請求が買主による意図的な違法行為または重大な過失による場合は例外とする。

b. 保険

売主は、一般商業、商品、環境賠償責任および自賠償を含むがこれに限らず、発注書に起因もしくは関連する危険要因を補償する上で買主が適切だと思ふ保険証券に加入し、維持する必要がある。買主の要望に応じて買主は補償範囲を証明する保険証明書を提示し、いかなる変更が生じた場合も買主に報告することとする。売主はすべてのサブサプライヤーにおいても同様の保険要件を備えていることを保証することとする。

c. 買主の知的財産権

売主は買主より事前に書面にて同意がない限り商標、商標名、ドメイン名、特許、デザイン、著作権、または買主または関連会社のその他の知的財産権を侵害しないこととする。

d. 知的創造物についての権利

すべての知的財産権および売主またはそのサブサプライヤーが発注書に基づき物品に関連して生み出された売主に有利なノウハウは売主が独占権を有しており、要請があればすぐさま売主に無償で譲渡し、移管するものとする。サブサプライヤーにおいても同様の義務を課すこととする。

e. 保守義務

規格書、図面、スケッチ、データまたはその他の文書を含むがこれに限らず売主またはサブサプライヤーにより開示されたすべての情報は(i) 買主が引き続き所有権を有する。(ii) 売主に秘密保守義務がある (iii) 発注書履行の目的以外でしようしてはならない。(iv) 情報が必要と思われる売主またはサブサプライヤーの従業員のみへ通知、提供される。買主の要求があれば売主は別途秘密保守および目的外の使用禁止の合意書に署名をすることとする。

f. 社外公開

売主は発注書またはその一部について口頭、書面に関わらず公開してはならない。

g. 不可抗力

いずれの当事者も当事者の責めに帰すことのできない事情により発注書における義務履行の全部または一部が延滞、支障、不能を来たした場合、相手方に対してその責任を負わないものとする。売主またはサブサプライヤー側の原材料、労働力や設備不足による納入延滞は不可抗力とみなさない。不可抗力状態が30日以上続いた場合、買主は書面にて発注書または発注書の一部を取り消す権利を有する。

h. 可分性

発注書の規定について、その全部または一部が何らかの理由により無効または執行不能と判断された場合であっても無効と判断された部分を除くその他の規定は何ら影響を受けず、その有効性が損なわれることはない。また両者の意図が最大限有効になるように適合法令に適合するために必要な範囲で修正し、差し替えることとする。

i. 権利放棄

権利放棄は一方の当事者の相手方の不履行に対して一方が権利を放棄した場合にお

いてもその後の義務に対して権利を放棄し、または承諾したものとはみなされない。また一方の当事者が義務を放棄したとしてもその後に発生する同様の放棄に影響しないものとする。権利放棄は取り消し不能として明確に書面で行った場合にのみ効力を発揮する。

## 9 準拠法/ 紛争解決

a. 発注書は法律原理に不一致がある場合を例外として日本国の法律に基づき解釈され、これに準拠することとする。

### b. 紛争解決

発注書に関して両当事者間に生じた紛争は東京の管轄裁判所に提起することとする。係争中の争議が行われているとは言え提起されている義務そのもの以外は発注におけるその他の義務を免除されることはないとする。

以上の条件は「DSM General Purchase Conditions, Goods nlen070801 日本」とする。